

業務用冷凍空調機器の管理者(ユーザー)様へ

フロン排出抑制法についてのご案内

フロン排出抑制法の概要

機器の所有者(管理者)は、今後、業務用冷凍空調機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めなければなりません。そのため、日常的な簡易点検は所有者ご自身が行い、定期点検は、専門業者(十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者等))に依頼して実施することが必要となります。

今回の改正フロン法(2015年4月施行)によって、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者が機器を使用・管理していく上で、以下の点が定められました。

- 守るべき『判断基準』
- 年度ごとに国へ漏れ出たフロンの量を報告

業務用の冷凍空調機器の管理者とは、業務用の冷凍空調機器の『所有者』(その他、冷凍空調機器の使用等を管理する責任を負う者)となります。

※詳細については、日設連ホームページ(<http://www.jarac.or.jp/>)および環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)をご確認ください。



対象機器
業務用冷凍空調機器
(第一種特定製品)

製品区分	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
冷蔵機器および冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上
エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
	7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上

機器の所有者様、ユーザー様に求められること

1 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

- ①すべての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3か月に1回以上)※専門業者がアドバイスをする。
- ②表1の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

2 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定および修理を実施

- フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止。(繰り返し充填の原則禁止)
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼。

3 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

- ①適切な管理を行うため、機器の整備については記録簿に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。
- ②適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

4 算定漏えい量の報告

1年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

5 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。
- ②回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。

※5は、法改正前からの義務



書類作成が
わずらわしい!!

保守契約で機器の管理だけでなくフロンについての管理も
パナソニックにお任せください!!

お客様の事業活動を末永くサポートします。

パナソニックの保守契約で 安心・安全さらに管理も簡単!

パナソニックでは、専門知識を持った技術者が点検や修理を行い、
機器の管理もサポートします。



24時間 365日
受付

24時間365日
冷凍空調機器
を常時監視



パナソニックの メンテナンスサービス

※詳細についてはメンテナンスパンフレットをご確認ください。



保守契約で機器の管理だけでなく
フロンについての管理も
全ておまかせ!

フロン排出法に対する機器の管理について

修理窓口
の一本化

併設機の管理も
おまかせください!

内 容	保守契約 あり		保守契約 なし			
			スポット点検あり		スポット点検なし	
	管理者 (お客様)	整備者 (当社)	管理者 (お客様)	整備者 (当社)	管理者 (お客様)	整備者 (当社)
1 機器の簡易点検	●	—※	●	—※	●	—
2 機器の定期点検	—	●	—	●	●	—
3 機器の漏えい個所の特定・修理	—	●	●	—	●	—
4 機器整備に関する履歴の記録・保存	●	●	●	—	●	—
5 算定漏えい量の報告	●	—	●	—	●	—
6 フロン類の回収管理の報告	●	—	●	—	●	—

※オプションにて対応可能です。

冷媒管理・点検フロー



●お問い合わせはこちらへ…。

パナソニック産機システムズ株式会社

〒131-0045
東京都墨田区押上1-1-2
© Panasonic Commercial Equipment Systems Co., Ltd.

本書からの無断の複製はかたくお断りします。
このカタログの記載内容は
2017年8月現在のものです。